

羽曳野市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1・取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、個別訪問等を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2・緊急耐震重点区域の設定

- 緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域：羽曳野市 全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された全ての住宅



耐震診断を受けた後、耐震改修を行っていない所有者に対して、DMの送付等により耐震改修を促す。

3・取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。
なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：平成31年度から平成37年度（7年間）

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
AP作成	■							
個別訪問等		普及啓発						

4・個別訪問等の実施

個別訪問等は下記の通り行う

- DM等を活用し、取組期間で個別訪問等を行う。
- リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

5・その他の普及啓発活動

個別訪問等と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフレットの配布
- 広報紙・ホームページによる周知

6・関係団体との連携

- 個別訪問等及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と必要に応じて連携し、啓発活動に取り組む。

7・実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績等の件数を取り纏め、当該年度末までに市のホームページにて公表する。